

議事日程第13号

令和6年(2024年)招集大阪狭山市議会定例会9月定例会議会議事日程
令和6年(2024年)9月2日午前9時30分開議
議会期間(令和6年9月2日から同月30日まで29日間)

日程第1	発議第15号	会議録署名議員の指名について
日程第2	議案第45号	教育委員会の委員の任命について
日程第3	議案第46号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第47号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第48号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第49号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第50号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第51号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第52号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第53号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第54号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第55号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第56号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市下水道事業会計決算認定について
日程第14	議案第57号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について

日程第15	議案第58号	大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第59号	大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第60号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
日程第18	議案第61号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
日程第19	議案第62号	指定管理者の指定について
日程第20	議案第63号	指定管理者の指定について
日程第21	議案第64号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)について
日程第22	議案第65号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第23	議案第66号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第24	議案第67号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第25	報告第5号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第26	報告第6号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第27	報告第7号	令和5年度(2023年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算の報告について

発議第15号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健

記

6番 深江 容子

7番 中野 学

議案第46号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第47号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第48号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第49号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第50号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第51号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第52号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第53号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第54号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第55号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第56号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市下水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第57号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の6第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第18条の6第3項中「及び金銭」を削る。

第30条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第1条の3を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条の6第1項及び第3項の改正規定並びに附則第1条の3を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の大阪狭山市市税条例第18条の6第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第58号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「6箇月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

第28条から第31条までを次のように改める。

第28条から第31条まで 削除

第32条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第26条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第59号

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 大阪狭山市下水道条例（昭和62年大阪狭山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する使用料は、2月ごとに徴収し、この場合における各月ごとの汚水量は、それぞれ均等とみなすものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、1月ごと又は随時にこれを徴収することができる。

第16条を次のように改める。

（使用料の算定）

第16条 使用料の額は、毎使用月において、使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（以下「使用料算定基礎額」という。）に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

区分	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
	水量	使用料	水量	使用料
一般汚水	10 m ³ まで	900 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	112 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	133 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	156 円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	178 円
			100 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	230 円
			1,000 m ³ を超える分	265 円

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により、使用料を2月ごとに徴収する場合の使用料の額は、各月分の使用料算定基礎額の合計額に消費税等相当額を加えて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

3 使用者が公共下水道に排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 水道水及び水道水以外の水をあわせて使用する場合の使用水量は、前2号により認定された使用水量を合算したものとする。

4 計量期間の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における基本料金の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 使用日数が1月以内のとき 1月分の基本料金を算定する。

(2) 使用日数が1月を超えるととき 2月分の基本料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

5 前項各号の規定による算定において、1月当たりの使用日数が15日以内であって、使用水量が基本水量の2分の1以下の場合は、当該月に係る基本料金を2分の1として計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附則第6項を削る。

第2条 大阪狭山市下水道条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表を次のように改める。

区分	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）	
	使用料	水量	使用料
一般汚水	900 円	1 m ³ から 8 m ³ まで	27 円
		8 m ³ を超え 20 m ³ まで	115 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	196 円

	30 m ³ を超え 40 m ³ まで	214 円
	40 m ³ を超え 50 m ³ まで	226 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	236 円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	294 円
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	330 円
	1,000 m ³ を超える分	352 円

第16条第5項中「であって、使用水量が基本水量の2分の1以下」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定による改正後の大阪狭山市下水道条例第16条の規定は、令和7年4月分として徴収する使用料から適用する。

議案第60号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の変更について、次のとおり関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。
別表第2の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第61号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更
及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更
に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約（平成22年大阪府指令市第2654号）の変更について、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年大阪府指令市第2654号）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立公民館及び大阪狭山市立社会教育センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大阪狭山市立公民館
大阪狭山市立社会教育センター |
| 2 指定する団体 | 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル
アクティオ株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第63号

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立図書館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市立図書館
- 2 指定する団体 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第64号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第65号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第66号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第67号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和6年(2024年)9月2日提出

大阪狭山市長 古川 照人

令和 5 年度 (2023 年度) 大阪狭山市健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度 (2023 年度) 大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 6 年 (2024 年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.93)	— (17.93)	4.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和 5 年度 (2023 年) 大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度 (2023 年) 大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 6 年 (2024 年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

会計の名称	資金不足比率 (%)
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

報告第 7 号

令和 5 年度 (2023 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年度 (2023 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業実績及び決算について別紙のとおり報告する。

令和 6 年 (2024 年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 古川 照人